

応募者様

プロポーザルに関する質問・回答

案件名：春日那珂川水道企業団水道料金等調定収納システム更新業務

	当該資料・項目	質問	回答
1	仕様書	既存システムからのデータ抽出費用は提案上限額に含まれるという認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
2	仕様書	既存システムからデータ抽出作業は既存システム導入事業者が行うという認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
3	仕様書：7ページ 11. 積算条件 (1) 導入費用	「並行稼働中に新たに発生するカスタマイズを含む」とありますが、並行稼働時（機能要件確定後）のカスタマイズは、追加費用の発生や納期の遅延につながる可能性がございます。9ページに記載されている「(3)本仕様に定めのない事項については、企業団と協議の上、導入するものとする」という記載に則り、別途協議の上で対応を確定するという認識で問題ないでしょうか。あるいは、現時点で追加仕様が確定している場合は、ご提示いただけますようお願いいたします。	並行稼働による動作検証等のため、新たに発生した場合のカスタマイズと考えております。仕様書内であるため、協議の対象とはなりません。想定される費用があれば、見込んで計上してください。
4	仕様書 別紙 ハードウェア仕様書	仕様・機能確認書には、ハンディーターミナルおよびタブレットによる検針についての記載がございますが、検針機器の具体的な仕様については明記されていないようです。つきましては、検針機器につきましては別途調達と判断して差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書 別紙 ハードウェア仕様書	検針機器を別途調達する場合、システム調達業者が推奨する機器を採用する認識で差し支えないでしょうか。	システム調達業者様と協議の上で、決定します。
6	実施要領:4ページ 10. 企画提案書の企画	企画提案書につきまして、「全50ページ程度」との記載がありますが、A3用紙は1ページとしてカウントする認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

7	仕様書：2ページ 2.システム仕様⑦	金融機関への口座振込データ（伝送）テストについてですが、金融機関によるテスト実施費用は算出できません。そのため、貴団のご予算内でご対応いただけないと判断して問題ないでしょうか	ご認識のとおりです。ただし、テストデータ作成等のシステム側で準備が必要なものについては依頼させていただく予定です。想定される費用があれば、見込んで計上してください。
8	仕様書：3ページ 2.システム仕様⑧	コンビニエンスストア収納代行業者とのバーコード読み取りテストについてですが、収納代行業者によるテスト実施費用は算出できません。そのため、貴団のご予算内でご対応いただけないと判断して問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、テストデータ作成等のシステム側で準備が必要なものについては依頼させていただく予定です。想定される費用があれば、見込んで計上してください。
9	仕様書：3ページ 3.基本仕様⑦	既設のパソコン、プリンタ、バーコードリーダー等を新システムで利用する旨の記載がありますが、システム検証時には、これら既設機器を検証用として貸与いただけると認識して問題ないでしょうか。また、今回導入予定の仮想サーバ、バックアップサーバ、およびサーバ停止時対策用のパソコンについて、IP払い出しにより既存の設備と併設して設置可能と判断して問題ないでしょうか。	貸出用として準備できるものはありませんので、基本的には当企業団の事務所内で検証していただく形となります。導入予定機器を既存の設備と併設して設置することは可能です。
10	仕様書：7ページ - 8ページ 11. 積算条件 (3)その他費用	令和9年4月に期間計算の変更を予定されていますが、隔月検針／隔月調定の運用の場合、期間計算の新旧が混在することはないと判断しても問題ないでしょうか。可能であれば、令和9年4月以降の期間計算の方法について、具体例をご提示いただくことは可能でしょうか。また、詳細については仕様確定後に協議の上対応を確定させていただきます。	期間計算の新旧が混在する期間が発生することは、現段階では想定していません。具体例等については、仕様書に記載しておりますので、想定される費用を見込んで計上してください。契約締結後、追加費用の協議には応じられません。
11	システム構築仕様・機能確認書 1. 料金計算について No.203	集合戸数の計算について、仕様上「口径に関係なく」となっていますが、実際の計算方法について具体例をご提示いただくことは可能でしょうか。	当企業団のホームページに記載しておりますので、下記をご参照ください。 https://kasuga-nakagawa-suido.or.jp/wp-content/uploads/2021/02/syuugou_keisannrei_k.pdf

12	システム構築仕様・機能確認書 1. 料金計算について No.205	<p>下水道使用料の初回検針時の料金計算について確認ですが、水道のみご利用のお客様が新たに下水道に接続された場合に限り、下水道使用料について1ヶ月分と2ヶ月分の計算結果を比較し、安い方の料金を適用する、という認識で問題ないでしょうか。また、再開栓時における下水道使用料については、この適用対象外と判断して問題ないでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。再開栓時の下水道使用料についても同様の期間計算を行っております。
13	システム構築仕様・機能確認書 1. 料金計算について No.209～No.214、No.216	<p>使用日数が30日以下の場合と31日以上の場合で料金計算の条件が異なる件についてですが、水道料金および下水道使用料のいずれも同じ条件で取り扱ってよいと判断して問題ないでしょうか。また、その場合、No.207の要件については那珂川市下水道使用料のみを対象とする条件と判断します。あわせて、実際の計算方法について具体例をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	ご認識のとおりです。その他、システム構築仕様・機能確認書にてご判断ください。